

令和5年12月19日
国土交通省関東地方整備局
建政部

宅地建物取引業者に対する監督処分について

関東地方整備局は、株式会社大成コーポレーションに対し、宅地建物取引業法に基づく監督処分を実施しました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ 埼玉県政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 建政部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1917

不動産業適正化推進官 関 広克（せき ひろかつ）（内線：6110）

建設産業第二課 課長補佐 近藤 智之（こんどう ともゆき）（内線：6652）

宅地建物取引業者に対する監督処分について

株式会社大成コーポレーションの宅地建物取引業法違反について、国土交通省関東地方整備局は、本日同社に対し、宅地建物取引業法に基づく監督処分を下記のとおり行いました。

記

1 処分内容

宅地建物取引業法第65条第1項に基づく指示

- (1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも以下の事項について、必要な措置を講ずること。
- ① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等並びに本件違反行為の再発防止のために行った取引時の具体的な対策について、役員及び宅地建物取引業の従事者全てに対し速やかに周知徹底すること。
 - ② 宅地建物取引業法及び関係法令の遵守を社内で徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、役員及び宅地建物取引業の従事者全てに対し継続的にこれを実施すること。
 - ③ 宅地建物取引業及びその遂行に関する業務の適正な運営を確保するため、社内の業務管理体制の整備等必要な措置を講ずること。
- (2) (1) について講じた措置（同社において（1）に係る措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を令和6年1月18日までに、当該措置の実施状況を概ね6箇月後に、それぞれ文書をもって報告すること。

2 処分理由

同社の従業者は、平成27年9月から平成31年2月にわたり、自ら売主又は媒介として関わった埼玉県所在の10件の戸建て住宅及び集合住宅に係る顧客との売買契約において、真の売買価格を上回る金額が記載された売買契約書を作成し、金融機関に提出することにより、真の売買価格を上回る融資の承認を得させる不正な行為を行った。

係る行為は、業務に関し取引の公正を害するものであり、宅地建物取引業法第65条第1項第2号に該当する。

(参考) 商号 株式会社大成コーポレーション

代表者氏名 鈴木 孝

主たる事務所 東京都練馬区旭丘一丁目52番2号 大成江古田マンション311

免許証番号 国土交通大臣(4)第7481号